

清掃だより 145

令和8年3月15日
福生市生活環境部
ごみ減量対策課



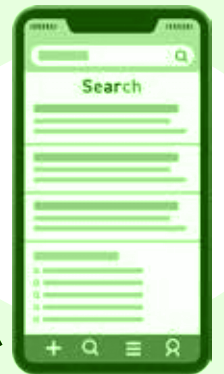
「ごみ・リサイクルカレンダー」は 届きましたか？

2世帯同居などで2部以上必要な方、届いていない方、共同住宅集積所版が必要な方は、市役所第二棟2階ごみ減量対策課窓口で配布しています。



「福生ごみナビ」 本格運用！！ (4/1～)

- ・LINEでごみの写真を撮って送るだけ！！
→AIが分別方法や粗大ごみの料金等を案内
- ・多言語対応(18言語)
- ・新たにリマインダーに対応！！
→翌日に出すごみを通知



詳しくはコチラ→

カラスにごみを荒らされる被害が増加中！

各自で対策を徹底してください！！

《例》

- ・カラス除けネットを使用
- ・ふた付きのストッカーを使用



←詳しくはコチラ



ごみの問合せは **すべて** はこちらへ。

ごみ減量対策課 ごみ総合受付センター ☎ 042-552-1621
[受付日時] 平日 午前8:30～午後5時(※12/29～1/3を除く)

「ごみ・資源分別一覧」に記載の電話番号を変更してください。

令和6年度からごみに関するすべての問合せ対応は

ごみ減量対策課 **ごみ総合受付センター** ☎042-552-1621 になりました。

※かけ間違えないように「ごみ・資源分別一覧」に記載の電話番号を変更してください。

※ごみ総合受付センターは、市の代表電話からの取次はできませんので、ご注意ください。

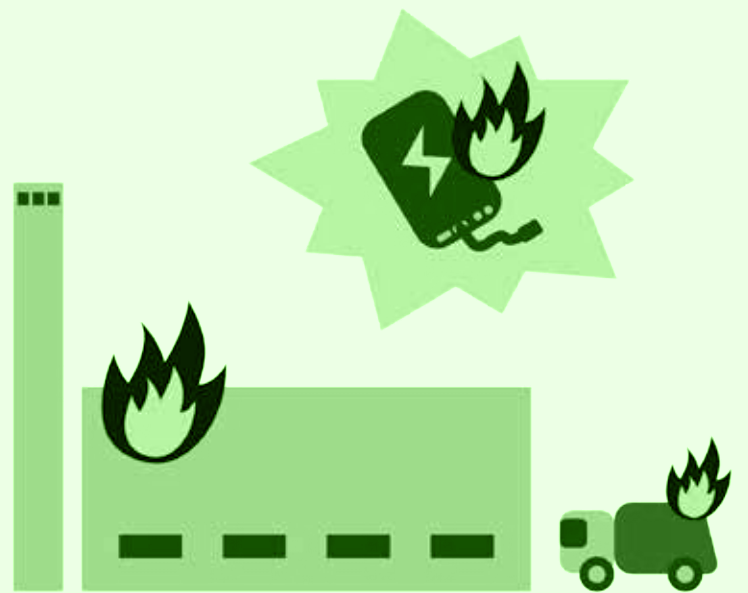
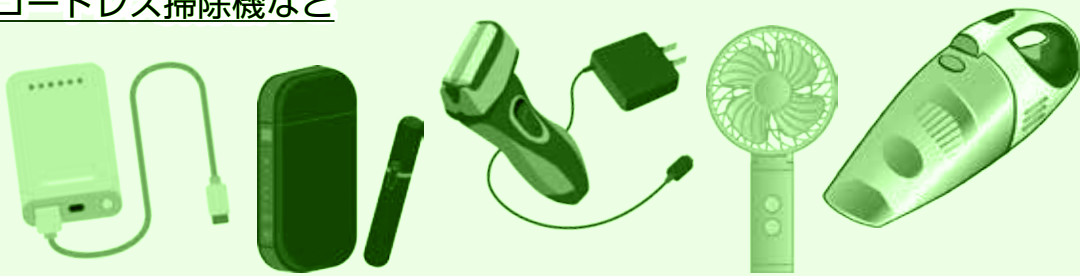
危険!!! 充電電池内蔵の製品は必ず「有害ごみ」へ!!!



←詳しくはコチラ

充電電池（リチウムイオン電池など）内蔵の製品を、「燃やせないごみ」や「小型家電」、「プラスチック」などに混ぜてしまうと、収集車や処理工場で発火し**火災の原因**になりますので、必ず分別して「**有害ごみ**」として出してください。

《例》モバイルバッテリー、電子たばこ、電動ひげそり、小型扇風機、コードレス掃除機など



ポイ捨てごみ対策

ポイ捨てNO!!!



「福生市清潔で美しいまちづくり条例」により、ポイ捨ては市内全域で禁止されています。市内全域で散見されるポイ捨てごみは、清潔な生活環境やまちの景観を損ねるばかりでなく、街中で捨てられたごみが雨や風によって川へ運ばれ海へ流れ着き、劣化したプラスチックごみがマイクロプラスチックになるなど環境破壊にもつながります。

自ら発生させたごみは必ず持ち帰り、**適正に排出**してください。

なお、道路や公園等の公共の場の清掃にご協力いただける方には、各公共施設でボランティア袋を交付しております。市では、引き続きポイ捨て対策を推進します。

減免世帯に指定収集袋を交付します

交付日時

令和8年4月1日～令和9年3月31日
平日 午前8時30分～午後5時〔年末年始を除く〕
※水曜日午後5時以降および土曜日は交付できませんのでご注意ください。

交付場所

ごみ減量対策課窓口（市役所第二棟2階）

減免対象 ※申請の際には各種証明書等が必要です。

①生活保護受給者②児童扶養手当受給者（児童手当ではありません）③特別児童扶養手当受給者④身体障害者手帳・愛の手帳（1・2級（度））又は精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者で、かつ市民税非課税世帯の方

詳細については市ホームページ等をご確認ください。

※粗大ごみ処理券も年度当たり1品分交付できます。